

(参考)

雇用対策上の重度知的障害者判定について

◆「雇用対策上の重度知的障害者」とは

知的障害のある方の中で、「雇用対策上の重度知的障害者」と判定された場合、就職のための擁護制度を手厚く受けることができます。主に、以下の2点があげられます。

① 雇用率のカウント

従業員 43.5 人以上の規模の会社では、従業員数の一定割合について障害者を雇用する義務があります。一週間に 30 時間以上勤務する雇用形態の場合、重度知的障害者は 1 人の雇用で 2 人分のカウントとなります。また、一週間に 20 時間以上 30 時間未満の勤務の場合、重度でない知的障害者は 1 人の雇用で 0.5 人分のカウントとなりますが、重度知的障害者は 1 人の雇用で 1 人分のカウントとなります。

② 助 成 金

重度知的障害者と判定された方を雇用した場合は、事業主が活用できる助成金の種類や金額が増えたり、給付期間が長くなります。

◆留意事項

・「判定書」は、就職した事業主からご本人、ご家族に「判定書」(写し)の提出を求められたり、ハローワークから再提示を求められることがありますので、紛失しないように大切に保管して下さい。

・この判定は雇用対策上(就労上)のみ有効なもので、福祉サービスの利用や障害基礎年金等の福祉関係の制度やサービスには利用できませんので、ご注意ください。

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構石川支部
石川障害者職業センター
〒920-0901 金沢市彦三町1丁目2番1号
アソルティ金沢彦三2階
TEL 076-225-5011/FAX 076-225-5017